

ので、追納すれば年金の金額に反映されます。
何度も申しあげたことですが、将来の年金も大切ですが、万が一障害を負った場合、滞納のままでは障害基礎年金をもらうことができない場合が多いです。この制度により申請できる方は、手続きをしておくことをお勧めします。

★年金トピックス～年金基礎知識～その6～

知ってて損はない年金の基礎知識を少しずつお話してゆきます。

今回「30歳未満の猶予制度」のお話をしました。

免除と猶予の違いはなんでしょ？

まず、通常の免除のお話を。保険料の免除には、全額免除と半額免除があります。

全額免除は、将来の年金を計算する場合、保険料を全額支払った場合の1/3、半額免除は2/3として計算します。(平成18年3月現在)

免除された期間は、480月の範囲で、将来の年金額に反映されます。

しかし、猶予期間は、あくまでも**払えるようになるまで待ってますよ**というだけのものですから、年金額には反映されないのです。

学生特例の場合も、猶予期間といったほうが正確かもしれません。

学生、30歳未満、免除、どの場合も、追納すれば、保険料納付済期間となり全額将来の年金に反映されます。

★公的年金と生命・医療保険を考える相談会のお知らせ

やっと、念願の相談会のお知らせが出来ます！

今のテレビ、生命保険や医療保険のCMが多いですよ？

果たして、どれが自分に必要か？とお思いになったことはありませんか？

公的年金と民間の保険、正しい基礎知識を持って、ご自分にあった年金 & 保険プランをご自分で作成することが必要です。

今回は、年金と保険の基礎知識を身につけ、基礎的プランを作っていただくための実践的な講演 & 相談会です。

少人数での開催ですので、ご予約はお早めに。

『よく考えよう！30歳からの公的年金と生命保険・医療保険の基礎知識』

日時：平成18年4月15日(土)14:00～16:30

場所：京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F 会議室

講師：年金の基礎知識 西尾雅枝(社会保険労務士 & 年金コンサルタント)

保険の基礎知識 山下司(社会保険労務士 & FP)

料金：3,000円(お1人様、資料含む)

内容：年金の基礎知識、ライフスタイルシートの作成

保険の基礎知識、パーソナルシートの作成

*尚、この相談会は特定の生命保険・医療保険をお勧めするためのものではありません。

ご予約・お問合せはメールかお電話で西尾雅枝社会保険労務士事務所まで！

~~~~~編集後記~~~~~

やっと年金相談会のご案内が出来ます。

場所は、なんと灯台下暗して、私の事務所のあるビルの会議室です。

現在、少人数で実践的な相談会にと、山下社労士と万端準備中です。

それでは、3月10日におあいしましょう！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
